

市営住宅の入居者募集(再募集)

募集住宅名・号数・間取り＝

①2人以上の世帯向け住宅(単身者不可)

・丸尾南団地A棟102号(1階・3LDK)(※事故住宅)

※事故住宅は、以前の入居者のときに住戸内で孤独死などの人身事故が発生した住宅です。事故死の具体的な状況(病死、自殺、死亡事故等)については、お答えできません。

②単身者(※他に要件あり)も応募可能な住宅

・井路住宅13号(4階・3DK)

・井路西住宅403号(4階・3DK)

・井路南住宅301号(3階・3DK)

※単身者の応募要件等の詳細は入居申込時ご確認ください。

家賃・敷金＝家賃は住宅の大きさや入居者の収入などによって金額が異なります
敷金は入居時家賃の3カ月分

設備特記事項＝丸尾南団地A棟：給湯器・浴槽とも設置済

・井路住宅、井路西住宅：浴槽・給湯器とも設置は自己負担

・井路南住宅：浴槽は設置済、給湯器の設置は自己負担

・照明器具、ガスコンロ等の設置・維持管理はどの住宅も自己負担

入居申込案内書の配布及び申込受付期間・場所＝4月10日(水)～24日(水)8時30分～17時(土・日曜、祝日は除く)に住宅課(市役所3階2番窓口)へ

※郵便での申込は受け付けません。

※申込は1世帯1戸に限ります。

※申込時、印鑑(判子)を持参してください。

申込資格＝(①～⑤全て該当する人のみ)

①夫婦(指定入居日から3カ月以内に婚姻予定者を含む)・親子を主体とした家族。両親の片方とだけ同居するなど、世帯を不自然に分割した申し込みはできません。ただし、60歳以上の人や身体障害者手帳の交付を受けている人など、単身で申し込むことが可能な場合もあります。詳しくはお問い合わせください。

②市内に住んでいる(外国人は外国人登録済みの人)または、市内で働いている人で、住宅に困っている人(例外あり)。

③基準収入(月額)が15万8千円以下であること(例外あり)。

④入居予定者または入居予定者と現に同居し、もしくは同居しようとする親族が、暴力団員でないこと。

⑤本市住宅条例等に違反したことがないこと。

※詳しくは「入居申込案内」をご覧ください。

※公開抽選は、4月26日(金)10時から市役所3階308会議室で行い、結果を当日中に住宅課前に掲示し、落選した人への結果の通知は行いません。

詳細・問合せ＝住宅課(内線643・644)

令和6年度「学生納付特例制度」の申請受付がはじまります！

～4月から受付を開始。申請はお早めに！～

20歳から60歳未満のすべての人は国民年金の加入と、保険料の納付が義務づけられています。しかし、収入がない等の理由で保険料納付が困難な場合、学生には、本人の申請により在学期間中の保険料を納付猶予し、後から納めることができる「学生納付特例制度」があります。

対象となる学生＝大学(大学院)・短大・高等学校、高等専門学校、特別支援学校、専修学校、各種学校等
※夜間・定時制・通信課程の人も含みます。

※各種学校は、修業年限が1年以上の課程に在学している人に限ります。私立の各種学校は、都道府県知事の認可を受けた学校に限ります。

※本人の所得審査があります。

承認期間＝令和6年4月～令和7年3月まで

申請＝年金事務所から学生納付特例申請のためのハガキが送付されますので、必要事項を記入して返送してください

※初めて申請する人やハガキが届かなかった人は、基礎年金番号のわかるもの(年金手帳、基礎年金番号通知書など)と学生証(写しでも可)を持参して、市役所保険年金課 国民年金係窓口へ。マイナポータルから電子申請もできます。

※申請が遅れると、申請日前に起こった事故や病気で障害が残っても「障害基礎年金」が支給されない場合がありますので注意してください。

～追納しましょう～

納付猶予期間は、納付した期間に比べ受け取る年金額が少なくなります。10年以内であればさかのぼって納付(追納)することができます。将来の年金額を増やすためにもお勧めします。

※保険料の追納には、申込書の提出が必要です。

※承認を受けた期間の翌年度から起算して3年度目以降は、当時の保険料額に加算額が上乗せされます。

問合せ＝奈良年金事務所(☎0742-35-1371)

(保険年金課)

臨床心理士によるカウンセリング(相談無料・要事前申込)

心の悩みや人間関係の悩み、不安、心の病など、ひとりで抱え込んでいませんか？

専門の臨床心理士があなたの相談に応じます。家族からの相談も受け付けます。

日時＝毎週月・水曜の13時～17時(祝日を除く)

場所＝市役所内会議室など(申し込み時にお知らせします)

申込・問合せ＝電話等で障害福祉課 障害福祉係(内線535)へ